

令和6年度産業廃棄物実態調査委託仕様書

本仕様書は、県が実施する産業廃棄物実態調査業務の委託に適用する。

(目的)

第1 本事業は、産業廃棄物の発生・排出・再生利用・処理等の実態を把握、将来予測を行うことにより、産業廃棄物の発生抑制、減量化、資源化等の政策の策定に活用する。

(委託業務概要)

第2 委託業務の概要は次のとおりとする。

(1) 調査対象期間・区域

期間：契約締結日から令和7年1月31日まで

区域：長野県全域

(2) 業務内容（詳しい項目・内容は別紙参照。）

ア 排出事業者へのアンケート調査

イ 資料調査

ウ 調査結果の内容精査・集計・問い合わせ対応等

エ 将来予測

オ 過去調査結果の内容精査

カ 報告書作成

キ その他上記業務に伴い必要となる業務

(準拠する法令等)

第3 準拠する法令等は次のとおりとする。

(1) 委託契約書

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

(4) 産業廃棄物排出・処理実態調査指針について（平成22年4月27日付環廃産発第100427001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）

(5) 長野県財務規則及び諸規則

(成果品)

第4 本業務における成果品は次のとおりとする。（成果品の詳細については別途協議する。）

(1) 中間報告書（報告期限は令和6年9月30日とする。）

(2) 報告書（印刷物80部、原稿の電子データ（Word形式による））

(3) 報告書概要版（電子データ（Word形式による））

(4) 調査結果の電子データベース一式（Excel形式による）

(5) 「産業廃棄物種別排出・処理状況調査」報告用の集計結果（電子データ（Excel形式による））

(その他)

第5 事業者から提出された調査票は、本業務終了後資源循環推進課に提出するものとする。

この仕様書に定めのない事項については、資源循環推進課と受託者が協議し決定するものとする。

(別紙)

1 排出事業者へのアンケート調査

(1) 調査対象事業者の選定

下表に示す業種、抽出方法により 5,000 事業者を選定する。（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「多量排出事業者」及び「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づく「準多量排出事業者」を含める。）

対象業種		標本抽出方法
鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
建設業	全業種	経済センサスに登録された、資本金 3 千万円以上の事業所を全数抽出、3 千万円未満無作為抽出
製造業	全業種	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業	
	水道業	全数抽出
情報通信業	映像・音声・文字情報制作業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出
運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業	
卸売業、小売業	機械器具小売業、その他の小売業	
宿泊業、飲食サービス業	宿泊業、飲食店	
生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	
教育、学習支援業	学校教育	
医療、福祉	医療業	全数抽出
サービス業(他に分類されないもの)	自動車整備業、その他のサービス業	経済センサスに登録された、従業者 30 人以上全数抽出、5 人以上 30 人未満無作為抽出

抽出事業者は、平成 31 年度に実施した「長野県産業廃棄物実態調査（平成 30 年度実績）」と概ね同程度数となることを想定している。選定にあたっては、資源循環推進課と事前に協議の上決定するものとする。

(2) 調査票の作成

ア 数量等に関する調査

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の品目ごとに、別表（産業廃棄物実態調査において把握する項目一覧表）の記載項目及び処理方法等について、業種別、地域別にデータを整備するために必要な調査項目を設定し、これに基づき調査票を作成する。

なお、中間処理後残さ量の最終処分量・再生利用量等については、「産業廃棄物排出・処理実態調査指針について（平成 22 年 4 月 27 日付環産産発第 100427001 号 環境省大臣

官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)」における「種類別・中間処理方法別の処理前量に対する処理後量の比率の例」等を使用して定量的な把握を行うこと。

イ 意識に関する調査

排出事業者が取り組む産業廃棄物の発生抑制、減量化等の取り組み、目標値等について把握するための項目を設定し、これに基づき調査票を作成する。

ウ その他

調査項目については資源循環推進課と協議の上決定するものとする。

(3) 調査票の発送、回収、督促、問合せ対応、礼状発送

調査対象事業者への発送・回収・督促・問い合わせ対応及び礼状発送を行う。

産業廃棄物に関する調査について、回収率は60%以上とする。

なお、別紙1(1)の事業者について、産業廃棄物に関する調査票を発送することとする。その際は、必要に応じて名寄せ作業を実施し、一括して事業者へ送付する。

問合せ対応として、以下のとおり対応する。

- ① :フリーダイヤル設置(土日祝日を除く月曜日から金曜日までの9時~17時対応)
 - ② :常時1件以上、調査票発送後や回答締切り前後等問い合わせ集中が見込まれる時期は常時2件以上の問合せに対応できる体制
 - ③ :対応時間外は対応している日時が案内される自動音声、電話が繋がらない場合は受託者が設定する電話番号が案内される自動音声を設定
- 詳細については資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

2 資料調査

農業からの産業廃棄物については、アンケート調査による標本調査を行わず、県保有の既存資料を基に調査

3 調査結果の内容精査・集計等

(1) 回答内容を精査のうえ、排出量、再生利用量、最終処分量等を推計し集計等の作業を行う。

集計等は、地域別、業種別、処理状況別、県外を含む地域間移動状況別等、産業廃棄物の動向を把握するために必要と認められる各種のパターンを資源循環推進課と協議のうえ設定して行うものとする。

(2) 最終処分量については、他県からの最終処分流入量も含め集計することとし、下記4の将来予測においても同様とする。方法については資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

(3) 速報値による中間報告書を令和6年9月30日までに提出すること。中間報告書に記載する事項は資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

4 将来予測

産業廃棄物の種類ごとに、排出量、再生利用量、最終処分量等について令和17年度までの数量を予測する。

5 循環利用量等の推計

出口側の循環利用量及び循環利用率を推計し集計等の作業を行う。集計等は、種類別、地域別、業種別等、産業廃棄物の動向を把握するために必要と認められる各種のパターンを資源循環推進課と協議のうえ設定して行うものとする。また過去に実施した実態調査の結果及び4の将来予測を基に、過去と将来の循環利用量及び循環利用率を推計及び予測する。詳細については資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

6 報告書等作成

令和7年1月31日までに報告書を80部製本し提出すること。

報告書の原稿は電子データで作成し、電子記録媒体に記録したうえで報告書提出期限までに提出すること。（電子データについては、上記第4(2)のとおりとする。）

なお、報告書の内容は平成31年度に実施した「長野県産業廃棄物実態調査（平成30年度実績）」と概ね同程度の内容に加え、循環利用量等推計に係る内容の追加を予定している。過去の報告書の閲覧を希望する場合は申し出ること。

また、「産業廃棄物種類別排出・処理状況調査」報告用の集計結果の内容は令和5年度に実施した当該調査票の項目と概ね同程度を予定している。過去の調査票項目の閲覧を希望する場合は申し出ること。

7 その他必要となる業務

業務を円滑に進めるための資源循環推進課との打ち合わせ、既存資料との数値の整合確認、調査結果を説明するために必要となる資料の作成など、単に調査結果を集計するのみでなく、成果を廃棄物行政に活用するという本調査の目的に鑑みて必要となる業務を幅広く含むものであり、具体的な内容については必要に応じて資源循環推進課と協議のうえ決定するものとする。

8 委託料の積算

委託料の積算項目の概要は次のとおり。

(1) 人件費

既存データ整理、調査企画、アンケート票設計、名簿作成・発送回収、問合せ対応、情報収集整理、集計データと資料調査結果の検討、全体状況の推計・検討、現状解析、将来見込みの算定、過去調査結果の推計、報告書作成（数値整合確認、必要な説明資料の作成等を含む）

(2) 直接経費

アルバイト賃金、印刷費（調査票等、報告書80部）、通信連絡費（調査票等発送費、督促状・礼状発送費、調査票回収費、フリーダイヤル設置費等）、交通費、データ整備費

(3) 一般管理経費等

(別表)

産業廃棄物実態調査において把握する項目一覧表

項目	定義
(A) 発生量	事業場内等で生じた産業廃棄物量及び有償物量。
(B) 有償物量	(A)のうち、中間処理されることなく、他者に有償で売却した量。
(C) 排出量	(A)のうち、(B)の有償物量を除いた量。
(D) 自己中間処理量	(C)のうち、自ら中間処理した廃棄物量で処理前の量。
(E) 自己中間処理後量	(D)で中間処理された後の廃棄物量。
(E1) 自己中間処理後再生利用量	(E)のうち、自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(F) 自己減量化量	(D)から(E)の自己中間処理後量を差し引いた量。
(G) 自己未処理量	(C)のうち、自己中間処理されなかった量。
(G1) 自己未処理自己再生利用量	(G)のうち、他者に有償売却できないものを自ら利用した量。
(G2) 自己直接最終処分量	(G)のうち、自己未処理で自己最終処分された量。(G2) = (I2)
(G3) 委託中間処理量	(L)のうち、自己未処理で委託中間処理された量。
(G4) 委託直接最終処分量	(O)のうち、自己未処理で委託直接最終処分された量。
(G5) その他量	(K)のうち、自己未処理でその他となった量。
(H) 搬出量	(I)、(J)、(K)の合計。
(I) 自己最終処分量	(H)のうち、自己の埋立地に処分した量。
(I1) 自己中間処理後自己最終処分量	(I)のうち、自己中間処理後に自己の埋立地に処分した量。
(I2) 自己直接最終処分量	(I)のうち、中間処理されることなく、自己の埋立地に処分した量。
(J) 委託量	中間処理及び最終処分を委託した量。
(K) その他	(H)のうち、その他となった量。
(L) 委託中間処理量	(J)のうち、処理業者等で中間処理された量。
(M) 委託中間処理後量	(L)で中間処理された後の廃棄物量。
(M1) 委託中間処理後再生利用量	(M)のうち、処理業者等で自ら利用し又は他者に有償で売却した量。
(M2) 委託中間処理後最終処分量	(M)のうち、最終処分された量。
(N) 委託減量化量	(L)から(M)の委託中間処理後量を差し引いた量。
(O) 委託直接最終処分量	(J)のうち、処理業者等で中間処理されることなく最終処分された量。
(P) 委託最終処分量	処理業者等で最終処分された量。(M2+O)
(Q) 最終処分量	排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計。(I+P)
(R) 再生利用量	排出事業者又は、処理業者等で再生利用された量。(E1+M1)
(S) 減量化量	排出事業者又は、処理業者等の中間処理により減量された量。(F+N)